

島根県報

号外第六一号

平成十五年三月三十一日

(月曜日)

条 例

目 次

島根県税条例の一部を改正する条例

(税 務 課)

公布された条例等のあらまし

◇島根県税条例の一部を改正する条例(条例第四三号)

一 条例の概要

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うこととした。

1 収益事業を行わない政党又は政治団体に係る法人の県民税の非課税措置が創設されることに伴い、条例による課税免除措置を廃止することとした。(第八条関係)

2 一定の学生等及び国民体育大会参加選手の利用に係るゴルフ場利用税の非課税措置が創設されることに伴い、条例により税率を二分の一としている規定を廃止することとした。(第二十八条関係)

3 不動産取得税の標準税率の改正に伴い、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に不動産の取得が行われた場合において、税率を一律三パーセントとする特例措置を講ずることとした。(附則第十四項関係)

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

条 例

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第四十三号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和五十一年島根県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第八条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第二十八条第三項第一号を削り、同項第二号イ中「及びその予選」を「の予選」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

附則第十四項中「昭和五十六年七月一日から平成十六年六月三十日までの間に行われた住宅の取得に対して課する」を「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に不動産の取得が行われた場合における」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の島根県県税条例（以下「新条例」という。）第八条の規定は、平成十五年四月一日（以下「施行

日」という。)以後に終了する地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第三号の期間に係る法人の県民税について適用し、同日前に終了した同号の期間に係る法人の県民税については、なお従前の例による。

(ゴルフ場利用税に関する経過措置)

3 新条例第二十八条の規定は、施行日以後におけるゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、同日前におけるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

4 新条例附則第十四項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

毎週火・金曜日発行

平成十五年三月三十一日印刷
平成十五年三月三十一日発行

発行者
島
根
県

印刷所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)